

次世代放射光施設利用研究検討委員会設置規則

令和元年5月10日
令01ビ(規則)第1号

(目的)

第1条 この規則は、官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設(軟 X 線向け高輝度 3GeV 級放射光源)を利用した最先端研究、附属実験設備、運用形態等について討議するため、次世代放射光施設利用研究検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次世代放射光施設において、次の事項について検討する。

- (1)次世代放射光施設に国が設置するビームラインを利用した最先端研究に関する事項
- (2)前号に必要なビームラインの附属実験設備、ビームラインに係る運用形態に関する事項
- (3)その他次世代放射光施設の利用研究に関して検討が必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、量子ビーム科学部門長(以下「部門長」という。)が指名する役職員及び部門長が委嘱する外部有識者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、部門長が指名又は委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は1事業年度の間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(開催)

第5条 委員会は委員長が、必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員長のほか、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 3 委員会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数の賛成をもって決定するものとする。ただし、可否同数の場合は委員長が決定する。
- 4 委員長又は委員は、審議事項の対象となる事項に利害関係を有する又は利害関係を有する可能性があるとして委員長(委員長にあつては、委員長の職務を代理する者)が認める場合、審査に参加することができない。
- 5 委員会は、委員長が必要と認める場合は、書面により開催することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会は、所掌業務について詳細な検討や調査を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員、専門委員及び幹事をもって構成する。ただし、ワーキンググループが検討又は調査しようとする案件について利害関係を有する構成員は、当該検討又は調査に参加することができない。
- 3 ワーキンググループに属する委員は、委員長が選任する。
- 4 ワーキンググループの会務を掌理させるため、ワーキンググループに主査を置く。
- 5 主査は、当該ワーキンググループに属する委員のうちから、委員長が選任する。
- 6 専門委員は、職員及び外部有識者のうちから、主査の意見を聴いて部門長が指名又は委嘱する。
- 7 幹事は職員のうちから部門長が指名し、ワーキンググループの事務を担当させる。
- 8 ワーキンググループによる検討結果については、主査が委員会に報告する。
- 9 主査に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員(委員がいないときは専門委員)のうちから、委員長が選任する者がその職務を代理する。
- 10 その他ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、委員会において審議決定する。

(報告)

第7条 委員長は検討の結果を部門長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員長、委員及び委員会に携わる者は、職務上知りえた情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、量子ビーム科学部門研究企画部と次世代放射光施設整備開発センター計画管理グループが行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この規則は、令和元年5月10日から施行する。